

滋賀のアーカイブズ

滋賀県県政史料室だより 第8号

令和2年3月31日発行

編集・発行

滋賀県県政史料室

(滋賀県総合企画部

県民活動生活課県民情報室内)



松原内湖見取圖【明つ39 (152)】

目次

- ・【特集】 県立公文書館の開館 …P.2～3
- ・【史料室の瓦版】 県内歴史公文書等担当者会議の開催 …P.3
- ・【講演録】 「里湖」とエリ漁の近世・近代 (佐野静代) …P.4～5
- ・【寄稿】 明治・大正時代の琵琶湖岸農地開発の実態について (下松孝秀) …P.6～7
- ・表紙解説／催し物案内／利用案内 (県立公文書館) ／アクセス …P.8

【特集】
県立公文書館の開館

令和二年(二〇二〇)四月一日、当室は滋賀県立公文書館として生まれ変わります。そこで、新たな公文書館となるに伴い、大きく変わる点を御紹介したいと思います。

新しい資料の公開

これまで、当室では明治期から昭和戦前期までの資料を歴史的文書として公開してきましたが、本年四月一日より、これらを特定歴史公文書等として引き続き公開し、また、新たに移管した戦後の資料も順次公開していきます。開館時には、全国学力調査や、琵琶湖総合開発に関する文書など、戦後期の公文書約四千冊を追加で公開予定です。

さらには、県にゆかりの深い個人や団体からの寄贈・寄託文書の受入れも行っていきます。昨年寄贈を受けた「堀田義次郎関係文書」は、四月の開館にあわ



全国学力調査関係資料【昭39-79、83】

開館時に公開予定の資料

歴史公文書	明治期	4,187冊
	大正期	1,598冊
	昭和戦前期	3,297冊
	令和2年度以降 移管文書	3,954冊
行政資料		614点
寄贈・寄託文書		52点

せて公開する予定です。

これら公開対象の資料は、本県のインターネットサービス(しがネット)やファックス、郵送により利用請求ができます。請求の受理から三〇日以内に利用審査を行い、利用決定通知書を送付しますので、通知書を持って、指定された日時にご来室ください。

ただし、目録の利用区分が「公開」の資料であれば、申請当日にご利用できます。

このように、四月以降は利用の方法が従来と大きく変わりますので、ご注意ください(※詳細はホームページの利用案内をご覧ください)。

検索システムの導入

これまで、目録のキーワード検索は室内の備え付けパソコンでしかできず、ホームページではエクセル形

式でのみ公開していましたが、四月から、インターネット上でも目録検索システムが利用できるようになります。

キーワードによる横断的な検索以外にも、資料分類による階層検索も可能です。

検索システムで特定した資料は、画面上の利用請求ボタンを押すと蓄積され、一覧表として抽出することができます。利用請求書を提出の際は、別紙としてこの表を添付することで、簡単に書類の作成が可能となります。

企画展のデジタル展示

公文書館ホームページ上で、これまで当室で行った展示を画像とともに紹介します。また、展示に関連する文書を検索システムの目録情報と紐づける予定です



検索画面(開発中)

あり、公文書館にどのような資料があるのかわからない場合でも、関心のあるテーマから資料を探していただくことができます。

デジタルアーカイブの整備

さらに、ニーズが高い資料のデジタル画像をデジタルアーカイブとしてインターネット上でご覧いただけます。これらの画像は、特段の断りがない限り当館に申請することなく自由にご利用いただけます。

まずは、旧村絵図と社寺明細帳を公開します。

この旧村絵図は、堤防や橋梁、道路などの長さが記されたもので、当県では全一〇簿冊を所蔵しています【明へ1〜9、68】。明治六年(一八七三)十二月八日、県令松田道之の指示により各村が作成したもので、施設ごとに「自普請所」「御普請所」と、改修費を官民いづれが負担するか、細かく注記されています。

一方の社寺明細帳は、明治期から終戦直後にかけて用いられた神社や寺院等の公的管理台帳です。祭神・本尊や由緒、境内・建物の規模などが記載されており、神社や寺院の歴史を知るため、これまでも研究者のみならず県民の方にも広く利用されている文書です。

デジタルアーカイブでは、通常のキーワード検索に加え、地域ごとの階層検索も可能です。たとえば、「県社」↓「滋賀郡」↓「坂本村」と選ぶことで、坂本村にある県社を検索することができます。

現在、例規のデジタル化作業を進めていますので、順次これらも公開していき、より充実したデジタルアーカイブを提供していきたいと思えます。



デジタルアーカイブのイメージ

その他にも、滋賀県公文書等の管理に関する条例では、「特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない」と規定されています。このことを受け、公文書館では図書館や博物館との連携事業、学校教育との連携をはじめ、これまでから実施している一般向けの講座等も充実させていきたいと考えています。

県政史料室の時と場所こそ変わりますが、公文書館としての機能をしっかりと担い、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源」としてみなさまにより一層活用していただけるように努めてまいりますので、引き続きのご利用を、よろしくお願いたします。

(岡本 和己)

【史料室の瓦版】

県内歴史的公文書等担当者会議の開催

令和二年二月四日、県内各市町の文書管理や、歴史公文書等に関わる情報交換のため、平成二十二年度より毎年行っている担当者会議を開催しました。

今回は、今年四月一日から施行される滋賀県公文書等の管理に関する条例や、滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例についての報告を、本県より行いました。

参加者からは、歴史公文書の管理をめぐる動向や、今後の課題などについて活発な質疑がなされ、各市町において歴史公文書の保存管理を進めていく上で、大変参考になる議論を交わすことができました。また、各市町の担当者から出された議題をもとに意見交換を行い、それぞれの公文書管理に関わる現状と課題を共有しました。



会議の様子

【講演録】

「里湖」^{（さとうみ）}とエリ漁の近世・近代

同志社大学教授 佐野静代

本県では、歴史的文書の利用を促進するため、毎年秋に講演会を開催しています。今年度は、昨年二月に本県の農林水産業が、国の認定する日本農業遺産に認定されたことから、琵琶湖の漁業をテーマに選びました。十一月二十七日(水)、同志社大学の佐野静代氏にお話しいただき、五三名の参加がありました。その概要をご紹介します。

「里湖」としての琵琶湖

近年、自然保護への関心の高まりから、「里山」などの「二次的自然」(人の手の加わった自然)が注目を集めています。私は水辺にも同様の自然が存在すると考え、琵琶湖をはじめとするこのような「里湖」の研究を続けてきました。

琵琶湖を代表する生業は、何といっても漁業です。特に水深が浅い南湖沿岸部は、水草やヨシ群落が発達し、魚にとつては何よりの産卵場所となります。「伝統」漁法として知られるエリは、産卵回遊するフナを狙って仕掛けられたものです。

琵琶湖の水辺に生えるヨシは、経済的価値の高い資源で、屋根の葺材や簾を編む際に用いられました。このヨシを刈り取るという行為に、実はヨシ群落を守る効果のあることが近年わかってきました。ヨシはそのままにしておく、枯れて腐って土がたまり、ヤナギ林に遷移してしまいます。しかし、ヨシ刈りを行うこ



講演中の佐野静代氏

とで、枯れたヨシが取り除かれ、翌年以降もヨシ群落が保たれるわけです。また、古くから琵琶湖岸では、水草と底泥を採取し、田畑の肥料としてきましたが、この行為も内湾が埋まるのを防ぎ、水辺を保つ効果がありました。

ところで、ヨシや水草は水中のリンや窒素を吸収することが知られていますが、枯れてしまえば再び水中へ戻ってしまいます。ヨシ刈りや水草採りには、これらを陸上に回収する効果もあったようです。

このように、琵琶湖の水辺は人の手が加わることで、その環境が保たれてきました。かつての自然保護の考え方では、なるべく人が触れない方がよいとされてきましたが、現在では「里山」のように、人が適度に関わってこそ、保たれてきた自然もあることがわかってきました。このような自然は、山辺だけではなく水辺にも存在し、私はそれを「里山」との対比で「里湖」と呼んできたわけです。

「里湖」生態系の成立

このような「里湖」生態系の歴史は、比較的新しいもので、要となる水草採りは、一九世紀初頭に急増したものでした。この時期の京都では、灯火用油として菜種の需要が高まり、琵琶湖岸の水田裏作として菜種栽培が開始されました。その肥料として、水草が用いられたのです。当時他の産地では、肥料となる干鰯が高騰していましたが、滋賀県では無料で水草肥料が手に入ったため、圧倒的に経費の面で有利でした。そのため、明治初期には、本県は全国第三位の菜種生産地となっています。

島根・鳥取両県にまたがる中海でも、高騰する干鰯の代わりに水草を用いて、全国有数の木綿産地に成長しています。「里湖」の生態系は、江戸時代の商品作物の導入にともない、比較的短期間で形成された「人為的な生態系」であったわけです。

「里湖」形成の背景には、山地の荒廃も深く関わっています。近世初期の田上山(現・大津市)では、村民たちが内職の灯火に用いるために松林を伐採し、次々と松の木を根を掘り起こしました。その結果、はげ山化が進み、大量の土砂が平野部に流れ、琵琶湖岸に三角州が発達します。その地域は、やがて田畑として利用されるようになり、その肥料として水草の需要増大をもたらしました。

また、田上山からの土砂流出は、琵琶湖底を砂地に变え、一八世紀になると、セタシジミが大量に取れるようになります。シジミを漁獲することは、その体内に取り込まれた、水中の懸濁物(栄養分)を陸上に回

【寄稿】

明治・大正時代の琵琶湖岸農地開発の実態について

琵琶湖博物館 下松孝秀

近代における琵琶湖岸の農地開発が、史料に現れるのは戦前の内湖干拓からであり、それ以前は、天保期の新田開発が記されている外は、その全体像はほとんど明らかになっていません。一方、国有地である湖面を農地として開発する場合、開発者から県に申請することになっており、全てとは断定できませんが、膨大な申請書類が県政史料室に保存されています。そこで明治・大正時代に琵琶湖に農地が開かれていった状況を明らかにすることを目的として、これらの史料の調査を行った結果をご紹介します。

調査概要と明治前中期の開発について

調査の結果、農地開発は主に「埋立」と「寄洲の開墾」によって進められたことがわかりました。明治の中期頃までは、主に湖面の「埋立」により新たな土地が生み出され、工事を自費で成功させた者には、無償でその土地が譲渡されました。明治後期以降は、埋立だけでなく、南郷洗堰の設置により琵琶湖水位が低下して陸地化した土地が、官有「寄洲」として農民に貸付けられ、もしくは払下げられて、開墾されるようになりしました。

今回の調査で、約千九百点の文書を閲覧し集計した結果、約二千筆の農地開発の申請が出願されました(農地一枚のことを一筆といいます)。その集計結果を図1に示します。これによれば、明治前中期と、

明治後期から大正前期にかけての二期間の開発隆盛期があり、明治二十六年(一八九三)から断絶期間があつて、大正七年(一九一八)以降にもほとんど見られなくなっていることがわかります。

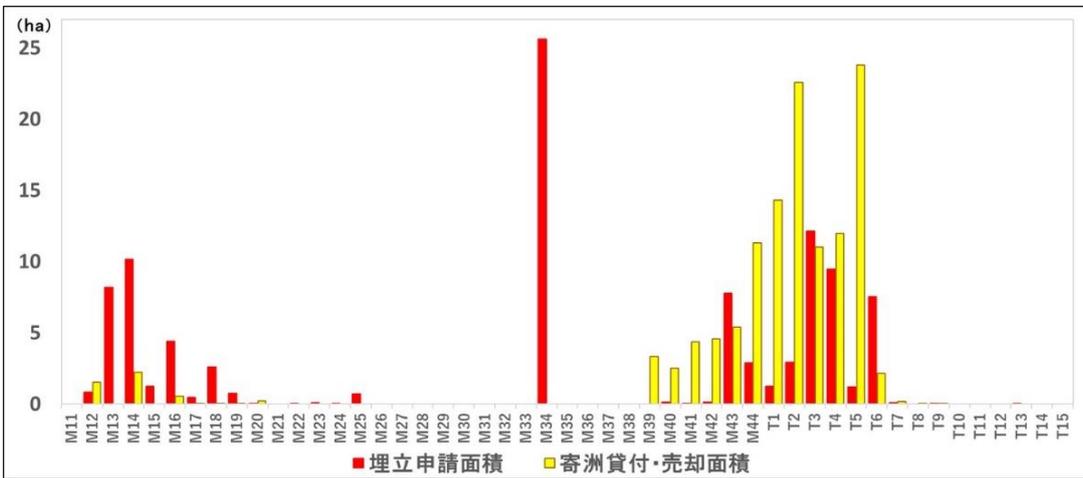


図1 埋立、寄洲貸付・売却申請面積推移 (申請許可分のみ)

埋立の一例として新浜地先(現在の草津市新浜町)における明治十四年の埋立申請図を示します(写真①)。明治前中期の埋立の特徴について、明治十五年の県から国への開発伺い文書【明う29合本3(37)】によれば、「県下村落開墾地ノ如キ多クハ添地切開ノ類ニシテ過半ハ壹反歩未滿開墾ニ有之」とあります。「添地切開」とは、自らの所有地に接続する土地の開墾という意味で、大半が一反(約千平方メートル)未満の小規模開墾でした。つまり、湖岸に接する自己の所有農地を少しずつ埋立て、拡大する方法がこの時期の主流でした。しかし、図1を見ると、明治二十六年からは開発申請が一旦完全に途切れてしまっています。

県下では明治二十二年に鉄道東海道線が開通し、瀬田川に橋梁が架設されましたが、折悪く明治二十二年から翌年にかけて、降雨により湖岸の多くの農地が浸水被害に遭いました。沿湖の人民はこの瀬田川の架橋が通水を阻害しているとして陳情し、鉄道の運行を妨害するほどの騒ぎとなりました。後に、この架橋が水害の原因ではないと証明されますが、人民の不安は収まらず、県庁内でも水害を防止するための方策が盛んに議論されました^{※1}。この際に、湖岸の埋立開発が治水上は好ましくないと判断されたよう、明治二十六年二月の通達において「当庁ニ於テ埋立事業ハ全然支障アルモノト認メ・・・琵琶湖面(内湖及湖ニ連絡スル沼トモ)ノ埋立事業ハ追テ治水ノ法案確立候マテ総テ許可セサルコトニ決定相成候間此段通牒候也」【明あ199合本4(6)】と、治水上の問題が解決される

まで、以後の埋立申請は一切許可しない方針とされました。ただし、明治三十四年に、新浜地先において面積約二五ヘクタールもの巨大な埋立申請が許可されていますが(図1)、これは淀川改良工事^{※1}の一環である瀬田川浚渫工事による土砂の処分地として特別に許可されたものです。この工事は日露戦争による作業員不足などにより、後に約三ヘクタールのみ竣工するに止まりました。

明治後期から大正期の開発について

さて、明治三十八年に南郷洗堰が完成した後は、琵琶湖水位が平均約五〇センチメートル低位し、水害の危険が大きく低下しました。この効果は非常に大きく、湖岸は却って旱害傾向となるほどで、埋立工事が容易になると共に、多くの湖面が陸地化し、寄洲として貸付または払下げられ開墾に供されました。図1によれば、明治三十九年から特に寄洲の開発申請が急増していることがわかります。寄洲の売却の一例として、南大萱地先(現在の天津市瀬田南大萱町)における明治四十二年の申請平面図を写真②に示します。

また、湖岸の多くの農地では、踏車や蛇車などと呼ばれる人力水車により琵琶湖の水を農業用水として取水していましたが、水位の低下によりそれが困難となったため、これらの田畑を切下げて取水を容易にすると共に、掘り取った土砂を新たな埋立地の造成に利用していたことが、多くの文書に記録されています。旱害傾向となったことが間接的に、埋立土砂の調達に寄与することになったのです。

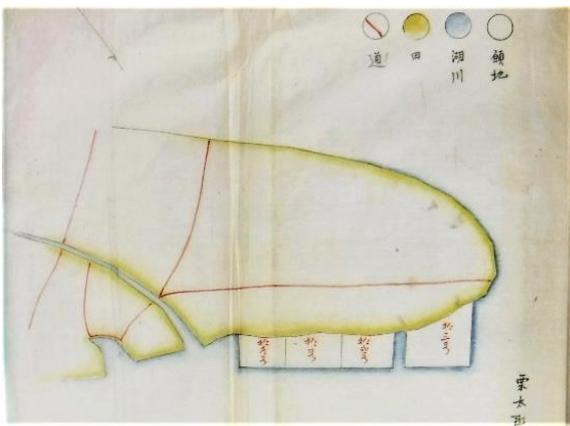
さらに図1によれば、大正七年からは、開発申請がほとんどみられなくなっています。これはいかなる理由によるのでしょうか。淀川改良工事により淀川水系は治水に非常に安定しましたが、水害が皆無になつたわけではありません。大正六年には、全国的に大正時代最大級の水害に見舞われ、近畿地方でも淀川が決壊し多数の死傷者が出ました。本県においても多くの土地が浸水被害に遭いました。また、県当局ではこの災害以前から、治水上の理由で、開発許可を控えるよう国から注意を受けていたようです。こういった経過を踏まえ、大正六年十月「特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外、外湖ノ埋立事業ハ一切許可セサルコトニ御決定相成」(大な77合本1(31))として、埋立等の事業は以後、一切許可しないと県庁内部で決定され、翌大正七年四月、「琵琶湖水面ノ埋立該湖ニ於ケル寄洲地ノ予約開墾并売却ハ特別ノ理由アルモノノ外、当分許可セサルコトニ決定」(明う146合本3(5))と、当面、開発許可は行わない通達が発布されるに至ります。

以上の通り、明治大正時代の約六〇年のうち、湖岸の農地開発が許可されたの

は、通算二〇年程度に過ぎませんでした。農民の開発意欲は高く、特に琵琶湖の水位低下後は開発申請が急増しましたが、国の指導もあり治水を重視した県の方針により、開発は強制的に抑制されたことが、今回の調査によってわかりました。昭和戦前期からは食料増産の要請により、多くの内湖が干拓されるなど、著しく開発が進むことになりましたが、大正時代までは、開発よりも治水を優先することが、県の基本姿勢であったようです。

※1 琵琶湖治水会『琵琶湖治水沿革誌』(二九六八)。

※2 淀川改良工事は、淀川を大規模に改修するとともに、滋賀県では淀川の上流にあたる瀬田川の浚渫工事と南郷洗堰の設置を行い琵琶湖の水位を低下させたもので、滋賀県での工事は明治三十三年から四十二年にかけて実施されました。



写真① 埋立申請図【明う 88 (46)】



写真② 寄洲売却申請図【明な 178 (27)】

催し物案内

【県立公文書館開館記念展】

「公文書管理の源流を探る」

期間 4月1日(水)～6月25日(木)
 —大正期の文書事務改革—



【表紙解説】松原内湖見取図【明つ39(152)】

表紙の絵図は、干拓以前の松原内湖(彦根市)の見取図に、エリの漁場(●)のような記号)と周辺の農地(桑畑や田畑)を記載したもので、『漁場図綴込帳』に綴じられているものです。漁業免許を取得する際には、このような漁場図の提出が必須で、本簿冊はその図を免許番号順に綴ったものです。
 松原内湖は、昭和十九年から昭和二十二年にかけての干拓工事でなくなりませんが、この絵図からは干拓前の漁場としての様子がみえてきます。

利用案内(県立公文書館)

【利用時間】

午前9時～午後5時

【休室日】

土日祝日、年末年始

【閲覧方法】

①ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

②利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス(本県インターネットサービス)、郵便、FAXで提出します。

*利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います(やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります)。

③指定された日時に、右決定通知書を持ってご来室ください。

※目録の利用区分が「公開」の資料であれば、申請当日に利用できます。

【その他の利用】

- ・文書の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(写しの交付もできます)。
- ・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は、ご遠慮ください。

アクセス

- ①JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ②京阪電気鉄道島ノ関駅から南南西へ徒歩5分。



周辺地図

滋賀のアーカイブズ 第8号
 令和2年(2020年)3月31日

編集・発行

滋賀県県政史料室

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階 県民情報室内

Tel: 077-528-3126 Fax: 077-528-4813

Mail: kenmin-j@pref.shiga.lg.jp

※滋賀県立公文書館の開館に伴いメールアドレスとHPのURLが変わります。

Mail: archives@pref.shiga.lg.jp

URL: https://archives.pref.shiga.lg.jp